

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成22年7月26日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者資格の取得月に標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年7月26日から同年8月1日まで
② 平成22年8月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されている上、平成22年7月から勤務したにもかかわらず、同社での被保険者資格取得日が同年8月1日となっているとの回答を受けた。同社での実際の給与支給額が確認できる給与支払明細書を提出するので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年7月26日から同年12月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記の各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしており、申立期間は、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるか

ら、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録、申立人が応募した求人票の内容及び平成22年7月分の給与支払明細書から判断すると、申立人が同年7月26日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、前述の求人票及び申立人の供述内容において、申立人の申立期間における1日の勤務時間は8時間、月平均労働日数は21日、雇用期間の定めはなく、給与の支払は月給制であることなどが符合しているところ、申立人は、勤務内容や雇用形態について、勤務を開始した平成22年7月から変更はなかった旨供述している。これらのことから、申立人は当該期間において厚生年金保険被保険者としての資格を有していたと判断される。

さらに、年金事務所では、被保険者資格取得時の標準報酬月額の見込額について、事業主が届け出た被保険者資格取得時の標準報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが後日判明した場合、労働契約及び賃金台帳等において確認できる固定的賃金等の具体的内容を検証し、報酬月額の見込額に誤りがあれば、取得時の標準報酬月額を訂正するとしているところ、申立人から提出された給与支払明細書により、平成22年7月分（同年8月5日支払）として10万円（総支給額）が支給され、8月分以降（翌月5日前後の支払）はいずれも30万円（総支給額）が支給されていることが確認できることから、申立人の資格取得時における報酬月額の見込額は30万円であったと判断される。

したがって、申立人の資格取得日は、平成22年7月26日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の標準報酬月額は15万円と記録されているが、申立人提出の給与支払明細書から、標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年7月は26万円、同年8月から20年2月までの期間は24万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までの期間は26万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までの期間は34万円、21年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年8月から同年12月までの期間は22万円、22年1月及び同年2月は20万円並びに同年3月及び同年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成22年5月から23年11月までの期間については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が、22年4月から同年6月まで及び23年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を22年5月から同年8月までの期間は28万円及び同年9月から23年11月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から23年12月1日まで

A社で厚生年金保険に加入していた平成19年7月から23年11月までの期間の標準報酬月額について、国（厚生労働省）の記録によると、給与より差し引かれた厚生年金保険料の額と比較して、標準報酬月額が低く納得できない。

申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成19年7月から23年11月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年7月から22年4月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月から23年11月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 平成19年7月から22年4月までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成19年7月は26万円、同年8月から20年2月までの期間は24万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までの期間は26万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までの期間は34万円、21年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年8月から同年12月までの期間は22万円、22年1月及び同年2月は20万円並びに同年3月及び同年4月は22万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち平成21年1月及び同年5月から同年7月までの期間については、申立人が所持するA社の給与支払明細書により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から明確な回答は得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、平成 22 年 5 月から 23 年 11 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 19 万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する A 社の給与支払明細書により、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が、22 年 4 月から同年 6 月まで及び 23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 22 年 5 月から同年 8 月までの期間は 28 万円及び同年 9 月から 23 年 11 月までの期間は 24 万円に訂正することが必要である。

佐賀厚生年金 事案 1259（事案 204、403 及び 1240 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 45 年 11 月 30 日まで

昭和 23 年頃、従兄弟である当時の A 社の事業主に誘われて同社の役員として勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社での厚生年金保険の加入記録は無いとされている。このため、第三者委員会に対し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと 3 回にわたり申立てを行ったが、いずれも認められないとの決定通知があり、納得できない。

今回、新たな資料として、申立人宛てに送付された事業主（A 社）からの年賀はがき 3 通及び申立人の末弟からののはがき 2 通を提出するので、申立期間に係る厚生年金保険の記録を回復してもらうとともに、遺族年金を受給できるようにしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び当時の事業主は既に死亡しており、申立てを行った申立人の妻の婚姻時期も申立期間後であること、A 社の当時の人事記録、賃金台帳等の資料が確認できないこと、及び社会保険事務所（当時）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、A 社に勤務又は手伝いに行っていた申立人の弟妹が、申立人の同社での勤務の実態を証言してくれるはずなので再調査を行ってほしいとして再申立てがなされたが、申立人の弟妹からは申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができない上、同社に勤務し

ていたとされる申立人の弟についても、同社での厚生年金保険の加入記録を確認することができず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成 21 年 7 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る再々申立てについては、申立人の妻は、新たな資料や証拠は無いものの、申立人が A 社に勤務するに当たって厚生年金保険に加入することを当時の事業主と約束していたので、間違いなく同社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであるという従来の主張を繰り返し主張するとともに、併せて申立人が年金を受給できるように制度を改正してほしい旨申し立てがなされたが、当該主張のみでは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができないこと、及び年金制度の改正については、当委員会における調査・審議の対象には当たらないとして、平成 24 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、申立人宛てに送付された当時の事業主（A 社）からの年賀はがき 3 通（昭和 36 年、39 年、41 年）及び申立人の末弟からののはがき 2 通（38 年、39 年）を新たな資料として提出し、申立期間に係る厚生年金保険の記録訂正及び遺族年金を受給できるようにしてほしい旨主張している。

しかしながら、前述の全てのはがきの宛先が B 県 C 町と記載されていることから、申立人が昭和 36 年頃から 41 年頃までは B 県 C 町に居住していたことがうかがえるところ、当該はがきでは、申立事業所に関する記載は無く、申立人が申立期間において D 県 E 町に所在する A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことから、申立人の妻から提出された当該はがきのみでは当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

そのほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の妻は、併せて遺族年金を受給できるように制度を改正してほしいと再度申し立てているが、当委員会は、年金記録の訂正に関し判断を行う機関であり、年金制度の改正については、当委員会における調査・審議の対象ではない。